

平成 29 年 12 月 20 日

日本国内の弁護士達が能動的に拉致事件を作出している証拠について

小島 太郎

実子誘拐は、親権者同士であっても、片親の親権を侵害し、子の自由を奪う行為であり、刑法 224 条未成年者略取誘拐罪となった最高裁判例があり、民事不介入ではありません。しかし、連れ去りは見逃し、連れ戻しは逮捕するという警察の歪んだ慣習があり、連れ去りを動機づけ、横行する原因となっています。現在日本の法曹が「連れ去り」と表現するのは「連れ戻し」の事です。

離婚後単独親権の日本で、父親が親権者になった際でも、元妻が再婚相手と共に子どもを連れ去り実行支配しても、警察は動かず、裁判所は時間を稼いだ実行支配親に親権を変更するケースがあります。時間稼ぎの為に子どもは父親と断絶されます。元妻の再婚相手に養子縁組されることを防ぐ手立てもありません。養子縁組されてしまえば養育費を払う以外の父子の絆は絶たれてしまいます。

憲法違反である性差別を司法行政が堂々に行っているのですが、そのような先手法や実効支配優先が定着したために、女性の過剰擁護の為に作られた暗黙のシステムが、稀に女性被害者をも生むような事態になっています。

30 年以上、子の連れ去り後の家族再統合に関わっている全米非搾取児童センターの女性スタッフ達は、子の連れ去りをする親達の多くは、子の利益や安全の為では無く、相手への攻撃心が動機となり行っていることが判ったと語っています。

産後の女性のストレスが、夫へ向かうことは、「夫に死んで欲しい妻たち」（朝日新書）や「子どもが生まれても夫を憎まずにすむ方法」（太田出版）などの書籍が出版されていることから明らかです。

実子誘拐を実行するのは主に母親ですが、そこには攻撃欲の衝動から引っ込みがつかなくなった無計画な行動により、自分自身にも長い係争と費用、精神的負担が生じる為に、母親もまた被害者であるともいえます。

しかし、子の連れ去りや父子断絶を教唆する弁護士らは、着手金や成功報酬をせしめても依頼者の利益の為であれば、代理人業務であると解釈される為、犯罪として取り締まられていません。

その為、堂々と精神不安定な母親達に実子誘拐と洗脳虐待、父子の完全断絶

や裁判所手続きでの虚偽主張を教唆又は代行します。不当な父子断絶や虚偽主張に抗弁させれば、主張が虚偽であると立証されても「葛藤が強い親」と裁判所に認定され、婚姻が破綻し、子どもに会わせない理由にされるからです。

このような手口を最初から知っている母親などおらず、弁護士が未成年者略取の共謀共同正犯であることは間違いありません。更に母親とは違い、動機が着手金や成功報酬という営利目的である為、刑法 225 条営利目的の略取誘拐にあたる筈です。しかし、現実には、取り締まられることなく、被害親の前で誘拐犯らが堂々と裁判所内を闊歩しています。

日本弁護士連合会 60 周年記念論集においても「手続きを経ないで一方的に子どもを連れ去るのは違法である。しかし、わが国では、このような違法な連れ去りがあったとしても、現状を重視する実務のもと、違法行為がまったく問題とされないどころか、違法に連れ去った者が親権者の決定において有利な立場に立つのが一般的である。」と脱法行為が解説されています。

このように、裁判官らの実務の運用が見透かされ、弁護士達が堂々と脱法行為を行うことが公にされている為、明らかに、実子誘拐や DV 防止法の悪用を示唆する弁護士らの営業広告も溢れてきています。

実子誘拐の教唆をしていることが推認できる弁護士事務所のホームページの広告を次頁より紹介させていただきます。

この森法律事務所は、家事事件取り扱い件数においては国内トップクラスであることを自認しており、代表の男性は、法務省人権擁護員であり、東京家裁調停員でもあります。副代表の女性は、自らが有責配偶者での離婚請求を勝ち得た当事者であると公言しています。

実子誘拐被害者支援団体には、この事務所の関与する多数の実子誘拐被害相談が寄せられており、逆に連れ去り被害相談に、この事務所へ行った父親からは「無理無理諦めな」という助言で相談料を支払わせられたり、毅然と対応いただけると信じて代理人依頼したところ、裁判所調査官の天下り先で月に 1 回短時間の面会交流請求しかしないような対応であったりと、どちらについても連れ去り勝ち判例に寄り添う弁護士であることが有名な弁護士事務所でもあります。連れ去り勝ちを是正する立法のロビー活動をしている父親に対しても無駄な事は諦めるように促されたとする証言があります。

このような広告により、その手口が益々浸透し被害親子が増え続けて居るのが現状です。

証拠 ①

毎月、子の連れ去りに何件も携わっていることを公言し違法な連れ去りが、違法とされないコツがあり、自分たちは精通していることを仄めかしている様子。



離婚・相続専門弁護士 間違だらけの離婚・相続/

00001060

子🐾の奪い合い 連れ去りを追認した事例と否定した事例 RSS a+a

<< 作成日時 : 2016/09/30 13:16 >>
👤 ブログ気持玉 2 / トラックバックバック 0 / コメント 0

子の連れ去りは、毎月、何件か受任する事件である。子供や家族の一生がかかる問題であり、家事事件のなかでも、面会交流と並んで一番難しい分野である。

まず普段から子供を監護している母親が子供を連れ去ったとすると、家裁は、いわゆる連れ去りという認識はしていない。連れ去りの一つなんだという意見もあるが、家裁実務としては、普段から子供を監護している母親が子供を連れて実家に帰ったとしても、それを格別問題視することはしない。逆に、普段、監護していない夫が、妻の留守を狙って子供を連れ去った場合、これは、連れ去りとして認識され、夫に賠償責任が認められることもある。ただ、常に賠償責任が認められるわけではなく、例外的な場合である。

それでは、妻が働き夫が主夫で家事や育児を担っていたケースで、夫が子を連れ去った場合は、どうだろうか？

この場合、やはり、連れ去りは違法となるケースが多い。女性が主たる監護を担っていた場合とどう違うんだという意見もあるが、世間的には、こういうタイプの男性は、ヒモというのが世間の認識で、生活力のない男性は、そもそも親権者・監護者として不適格であるという暗黙の了解がある。

それでは、以下のケースがどうだろうか？

「妻Aは子を連れて実家に帰ったが、夫が数日後に押しかけてきて子供を奪い去った。そのまま、夫は行方不明となり、法的手続きをとることも不可能だった。しばらくして父子の所在が明らかになったので、妻は、子の引き渡しを求める法的手続きをとったが、子は、調査官の調査に対し、母親に対する激しい拒否反応を示した。」

よくある事例である。基本的には、裁判所は、違法な連れ去りによる現状を追認することはありえない。「それを認めたら、実力行使を容認することになり、おしまいだ」という意識が裁判所にあるからである。まあ、法秩序維持という観点からすれば、当然だろう。

ただ、極めて例外的に、こういう場合、違法な連れ去りが容認される場合がある。その基準は明確なものはないが、あえて言うなら、

森法律事務所は、家事事件を常時400件近く扱う、家事事件に関しては国内有数の法律事務所です。離婚・男女問題・遺産分割の法律相談・ご依頼を承っております。いつでも、お電話・メールをください。

http://mori-law-office-blog.at.webry.info/201609/article_5.html

証拠 ②

相談に来所した精神不安定な母親に対し、母親に非は無く、全面的に父親に非がある事、別居さえすれば、それに気づけると教唆している様子。相談者が自身の有責性を認めても、自分たちの考えを受け容れるように執拗に洗脳している様子。

森法律事務所から一言アドバイス

✿ DV被害者の方へ

DV被害に遭われている方の特徴として、「自分も反省すべき点がある」と思い込んでいる方が非常に多いことです。

夫や恋人から日常的に暴力をふるわれたり、態度や言葉で威嚇されたりして、DVが継続的に行われているために、自分にも落ち度がある、と思い込まされてしまっているのです。

「相手の暴力は自分の落ち度のせい」

「彼がああなったのは、自分が至らないからだ」

「子供のためにも、自分さえ我慢すればよい」等々。

こういうケースでも、別居さえすれば、精神状態がやがては正常になり、非は全面的に相手にあることを自覚できますが、同居していて、日常的にDVがある状態では、被害者は、この自覚ができなくなるばかりか、悪いのは自分だと思い込んでしまっています。

弁護士として、DV事件の第一歩は、被害者に被害者であることを自覚させることですが、これが一番難しいです。

http://www.mori-law-office.com/katei/dv_index.html

証拠 ③

DV防止法の悪用は珍しいことでは無く、自分たちが冤罪DVを多く取扱っていることを公言し、悪用で税金で幫助されるメリットを説明している様子。父子の生き別れという人権蹂躪など大したことでは無いと考えている様子。

Q1.DV冤罪って多いの？

* かなり多いです。

DV冤罪は日常的な現象です。 主として女性からするDV保護命令申立について、かなりの割合で冤罪があり、事務所の取扱件数から推測すると、3～4割は冤罪です。 ただし、加害者が冤罪という場合には、真実冤罪である場合と、本当はDVなのに、自分で自覚できない場合があります。

森法律事務所の取り扱い例 (03-3553-5916)

DV防止法を悪用する女性が多いのが現実です。 これにより子供と父親との面会交流を阻止でき、国のほうで衣食住も確保してくれるからです。 ただ、裁判所も、その辺は心得ています。 被害者の方や加害者の方の行動パターンがDVの特徴を備えていないことを当事務所で指摘すれば、保護命令は却下されることが多いです。当事務所では、数多くの保護命令却下の決定を得ています。

http://www.mori-law-office.com/katei/dv_04.html

証拠 ④

DV 冤罪は珍しいことでは無いこと。

行政も冤罪の存在に気付いていても支援していること。

冤罪被害は、父子が断絶されるぐらいで大したことでは無いと教唆している様子。


Q7. 暴力をふるってないのにDV保護命令が出てしまった。こんな理不尽な話あるの？

A7. DV保護命令では、「冤罪」は珍しくありません。

DV保護命令制度は、きわめて短期間の調査とわずかな資料で、DV保護命令を出すことになっています。そのため、ある程度、「冤罪」覚悟で保護命令を出しているというのが現状です。

間違えて出しても、「加害者」が子供と面会できなくなる以外は格別の不利益はなく、反面、もし間違えて出さなかった場合には、犯罪行為さえ誘発しかねません。

そこで、暴力行為に厳格な証明を要求せず、とりあえずはDV保護命令を出す、という扱いをしています。



<http://www.katei-net.com/dv/qa.html#q12>

*現在は該当ページが削除されています。

証拠 ⑤

DV被害を証明するには、証拠が必要では無いこと、一方的な相談記録を取れば済むこと、シェルターを利用すれば済むことを教唆している様子。

Q10 DVを証明するには何が必要ですか？

＊ A10 客観的な書証があるのが理想ですが、なくても構いません。

はたしてDVがあったのか、なかったのか、密室の出来事なので、相手方が否認すると立証は難しくなります。

医師の診断書はもちろん、それがなくても、警察に相談に行き、あるいはトラブルで警察を呼んだ時の記録を警察に開示してもらえば、それが有力な証拠になります。また各地の婦人相談所等の配偶者暴力相談支援センターに相談していた際の記録も開示してもらえばDVの有力な証拠になります。

いずれ逃げようと準備を始めたときは、できるだけ公共機関に相談に行き、相談実績を残しておいたほうがいいでしょう。

日記・メール等は、ケースバイケースです。

これらの書証がなくても、シェルターに避難した等、DV被害者として自然な行動があれば、DVを認定してくれます。

http://www.mori-law-office.com/katei/dv_02.html

証拠 ⑥

子の連れ去りをした方が有利になること、森法律事務所が関われば母親による連れ去りの勝率は100%だと説明している様子。

一方で父親による子どもの連れ去りは認められない事を解説している。

Q2. 先に子供を連れ去り既成事実を作ったほうが有利になると聞きました。子供を引き連れて別居すべきでしょうか？

✳ 有利になる場合もありますが、不利になる場合もあります。

夫婦で協議離婚中、どちらかの配偶者が、相手の留守を狙って子供を連れて家を出ていくというケースは日常的にあります。そういうケースでも、もともと親権者・監護権者になるべき人が連れ去った場合は、裁判所は、監護が継続していると考えて、それほど問題にしません。しかし、親権・監護権の獲得が難しい配偶者が子供を連れ去った場合は、実力行使ととらえ、その現状を容認しません。面会交流も認められなくなる場合があります。特に、父親が子供を連れ去った場合は、子供の返還を命じられるばかりか、子供との面会交流さえも難しくなる場合があります。

森法律事務所の取り扱い例 (03-3553-5916)

妻が子供を連れて家を出るケースは多く、こういうケースでは、ほとんどの場合、母親が親権を獲得します。当事務所に関する限り、女性から依頼を受けたケースでは、勝率100%です。ただ、他の審判例を見ると、こういうケースでも、母親に子供を父親に引渡すよう命じた例は、それなりにあり、当事務所でも、件数は多くありませんが、経験しています。

母親は油断することなく、父親は諦めることなく、一度、当事務所にご相談に来て下さい。

http://www.mori-law-office.com/katei/shinken_02.html#q1

証拠 ⑦

法定離婚事由が無くても離婚できること。

有責配偶者が離婚請求することに長じていることを説明している様子。

森法律事務所の取り扱い例 (03-3553-5916)

性格の不一致で離婚出来ないと思い込んでおられる方がおおく、ほとんどのホームページでも、そのように記載されていますが、**できます!**

当事務所に関する限り、かなり、簡単に離婚が認められたケースが多いです。反面、難しい場合も多数あります。個別の事案については、弊所弁護士にご確認下さい。

3, 有責配偶者からの離婚請求

「有責配偶者からの離婚請求は無理」と言われますが、必ずしも、そうではありません。有責配偶者でも離婚できる場合があります。

今回発売のDVDで、弊所副代表弁護士の森元が、自己の経験を踏まえて、どうしたら有責配偶者でも離婚できるか、そのためには

相談者との面談時に、

どういう点を質問すればよいのか、

どういう事実を確認すればよいのか、

この点を弁護士向けに解説しています。

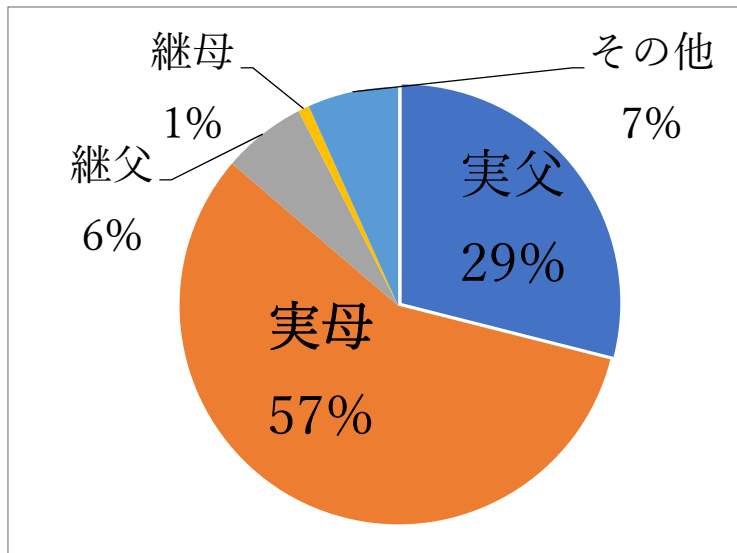
また、事件受任後は、具体的に何をどのように注意すべきかも、やはり、自己の経験を踏まえて、解説しています。

あまり経験のない弁護士だと、有責配偶者 = 離婚不可能とは決めつける傾向があります。決めつけず可能性を探るべきです。

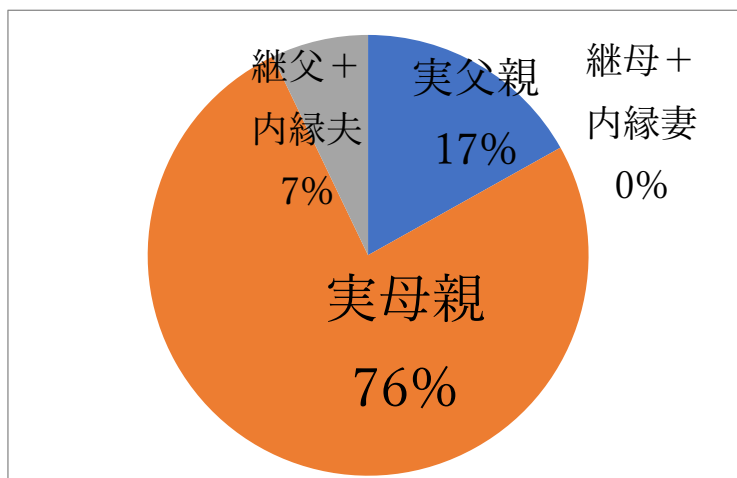
*現在は該当ページが削除されている。

参考資料 ①

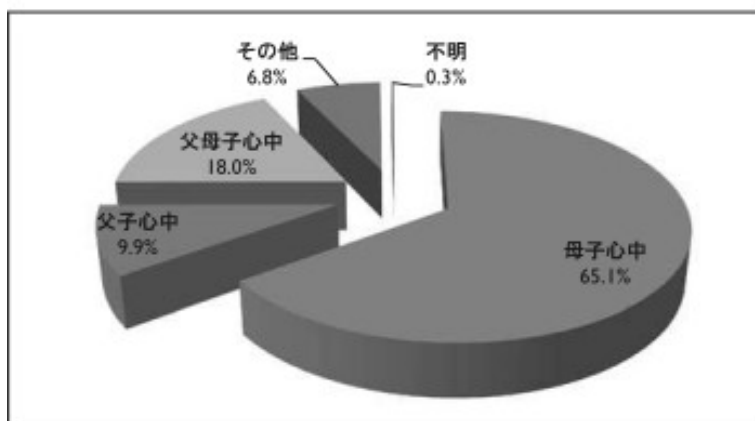
DV防止法が悪用される背景には、女性と子どもが弱者であり、男性が加害者であるという偏見があるが、実際には、児童は母親による危険に晒されているケースが多い。



虐待加害者構成率
平成 24 年度
児童相談所における
児童虐待相談対応件
数の内訳 (虐待者別)



児童殺害
加害者構成率
法務省；犯罪白書
H23 年度版～平成
27 年度版 (5 年計)

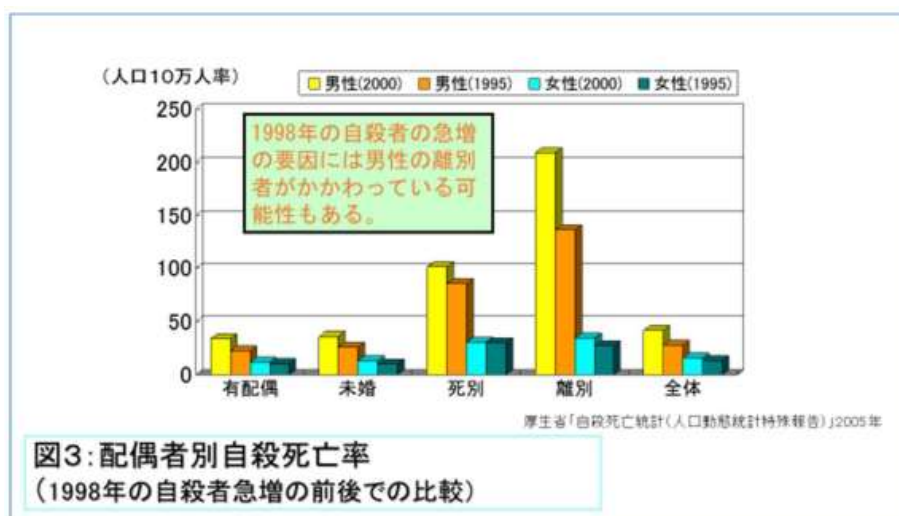


心中事件内訳
平成 25 年 3 月 26 日
日本虐待・思春期問
題情報研修センター
調べ

参考資料 ②

自殺大国である日本の自殺者数と離婚件数の相関は極めて高く、離婚男性と自死の相関も極めて高いが、離婚女性と自死の相関は無い。

そして女性が弱者として定義されている日本に於いて、この不都合な事実は多くの識者に指摘されながら問題視されることは無い。



さて、男女の差異をさらに明確にするために、グラフの全期間の離婚件数と自殺者数の相関を男女別にみてみよう。その結果、男性の自殺者数は図4のように離婚件数と強い相関があるが、一方、女性は図5の通りでほとんど相関はないことが分かる。ただし、このことは、これまでも多くの識者によって指摘されており、私が発見したというようなことではない。

2016.4.27 「離婚件数と自殺者数・失業率の相関に関する一考察」

元厚労省化学物質対策課 化学物質国際動向分析官 柳川行雄